

メーター取り替え等のお知らせ

水道メーターの

有効期間は8年です

上水道で皆さんがお使いになっている水道メーターには、計量法で定められている有効期間があり、その期間は8年となっています。有効期間内に取り替えることで、適正な検針を行うことができます。

伊予市では、該当するご家庭に事前にお知らせし、市内の水道指定工事業者が次の日程で順次、皆さんのご家庭の水道メーターを取り替えます。適正な水道利用のため、皆さんのご協力をお願いします。なお、この取り替えに関して料金をいただくことはありません。

■実施期間(予定)

11月10日(木)～12月3日(土)
平成18年1月10日(火)～2月4日(土)

■問い合わせ

水道課(内線713・714)へ。

漏水していませんか？

蛇口や壁から「シュー」という音がしたり、壁や床がいつも湿っているような漏水は、見ただけではわかりません。このようなときは、水道メーターで漏水確認ができます。

家中の蛇口などの給水栓を全部締めても、メーターのパイロット(銀色の丸いもの)が動いていれば、宅内のどこかで漏水しています。指定工事業者に修理を依頼してください。



検針にご協力ください

水道メーターは、2か月に一度、検針員がお伺いして検針しています。検針は水道使用量をはかり、水道料金を算定する最も大切なことです。いつでも見やすく検針ができるように、次の点にご協力ください。

- ①メーターボックスの上に物を置かない。
- ②メーターボックスは見やすいところに。
- ③犬を買っている場合は、メーターボックスから離して飼うこと。
- ④メーターボックスの中や周りにはいつもきれいで。

- ①メーターボックスの上に物を置かない
- ②メーターボックスは見やすいところに…
- ③犬はメーターボックスから離してつないで…
- ④メーターボックス内はいつもきれいで…

大谷池通行止めのお知らせ

現在、大谷池の改修工事を行っていますが、堤防上の道路が車両通行止めになります(ただし、自転車・徒歩での通行は可)。

「えひめ森林公園」や「谷上山」方面についての通行は、ほかの道路を利用してください。

■通行止め期間

11月1日(火)～平成18年3月末日

■通行規制内容

大型車は終日全面通行止め、一般車は夜間全面通行止め(8時から17時まででは通行可)

■問い合わせ

愛媛県松山地方局農村整備第1課(☎941-1111内線229)へ。



私たちの大切な水源・環境資産を守るため

ため池保全条例が制定されました

ため池は、大切な農業用水源としての役割のほか、大雨のときの洪水緩和の役割、火災に備える防火用水としての役割、豊かな自然の生態系保全の役割、水に親しめる安らぎ空間など、さまざまな役割を果たしています。

私たち市民が、ため池を将来にわたって大切に守り受け継いでいくため、『ため池の保全に関する条例』を制定しました。私たちの大切な水源、豊かな環境資産を守るため、皆さんのご理解をお願いします。また、該当するため池管理者の皆さんは、条例施行日以降、管理者届などが必要になりますのでご協力をお願いします。

■条例施行日 平成18年1月1日

■問い合わせ 産業経済課(内線573)へ。